

2009年10月1日

国土交通大臣
前原誠司様

兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会代表
辰巳ダム裁判原告団共同代表
碓山 洋
(金沢大学教授)

辰巳ダム建設工事の一時中断についてのお願い

ダム事業見直しの御発言に心からの敬意を表したく存じます。

突然の不躰な手紙で失礼いたしますが、ことの重大性・緊急性から、ご多忙をきわめておられる前原大臣に長文の手紙ではご不便かと存じ、以下、あえて要点だけをお知らせし
お願いする次第です。(いつでも前原大臣ご自身または代理の方に詳しくご説明申し上げます。)

今回お願いしたい件

見直し対象に入っている辰巳ダム(事業主体 = 石川県)の工事を、直ちに一時中断するよう
お取り計らいください。

緊急に一時中断を必要とする理由

(1) ダムを側面から支持する岩盤に未調査の断層が存在することが判明しました。活断層である可能性が現時点では完全には否定されていないにもかかわらず、石川県はこれから1・2週間の間にもこの断層の高さまで工事を進めようとしています。工事がそこまで進めば調査は不可能となるので、直ちに工事を止める必要があります。

(2) 辰巳ダム建設の前提となる土地収用については、下郷稔氏(元兼六園事務所長)と私が原告団共同代表となって、事業認定取消訴訟を起こしています。ドイツなどでは同種の訴訟が起こされればいったん工事を中断して判決を待ちますが、日本では裁判の最中でも

工事が進められ、辰巳ダムでもすでに本体の工事が進められています。このままでは、裁判の途中にもダムが完成してしまい、どんな問題のあるダムでも建設を強行してしまえばよいという誤った教訓を官僚たちに与えることになってしまいます。計画からこれまで30年余もかかっているダムであり、いまから判決までの短い期間、工事を遅らせることに問題はありませぬ。「やってしまえば勝ち」とばかりに工事を強行する官僚の独走を止めなければなりません。裁判所が既成事実に左右されることなく判決を出せるよう、直ちに工事を止める必要があります。

理由(1)の補足

私たちは、9月29日、別紙のとおり抗議・要求書を谷本正憲石川県知事あてに提出しました。

対応した椿川ダム建設室長は、辰巳ダム予定地および周辺には活断層がないことはすでに調査・確認済みであると述べましたが、私たちの重ねての質問に、今回問題となっている断層は、その調査*の対象には含まれていなかったことを認めました。(県は、私たちが指摘したうち2つについては断層であることを認めたものの、もう1つについては認めていませんが、断層である可能性があります。) (*財団法人土木研究所、2008年)

調査もしていないのになぜ活断層でないといえるのか、その根拠は何か、誰が判断したのかとの質問に対し、椿川室長は、「私が判断した」「こんな断層は活断層であるわけがない」「そんなことは私らにはすぐ分かる」と、何の根拠もしめさず強弁をくりかえすばかりでした。

要するに、第三者の専門家の調査・検討もなしに、ダム建設担当者が「活断層でない」「安全だ」「ダムをつくって問題なし」と言っているだけのことで、官僚の独善主義のきわみといわざるをえません。

ちなみに、高崎河川課参事は、「活断層とは第四紀の最近10万年間に動いた断層のこと。この地層は第三紀のものだから活断層などということはそもそもあり得ない」と述べましたが、地層が形成された時期と断層が生じた時期のちがいを理解していない発言です。同じくついさきほどケガをしても、「子どものキズは生傷だが高齢者のキズは古傷だ」といっているようなものです。この程度の知識と理解力しか持ち合わせない官僚集団が「すぐ

分かる」と、活断層の可能性を切って捨ててダム建設を強行しようとしているのです。

ただちに工事を中断し、抗議・要求書で私たちが求めたように、第三者的立場の専門家集団による徹底した調査を行うことが是非とも必要です。

以上、緊急を要するため、失礼を承知で要点のみをごく簡単に述べさせていただきました。もちろん私たちの原則的要求は辰巳ダム建設の中止と原状回復ですが、裁判を起こされようと、未調査の断層の存在が発覚しようとお構いなしに進行する工事をまずはいったん止めることが、計画の是非を措いて喫緊であると考え、このような手紙を送らせていただきました。

前原大臣のご英断を切に期待しております。

(連絡先)

いかりやま
碓山 洋

saigawa@mva.biglobe.ne.jp

090 - 4689 - 9399

〒921-814 金沢市南四十万1 - 217